向日市の遺跡地図が新しくなりました

～７月１日以降、新しい遺跡内での工事には文化財保護法による届出と調査が必要です～

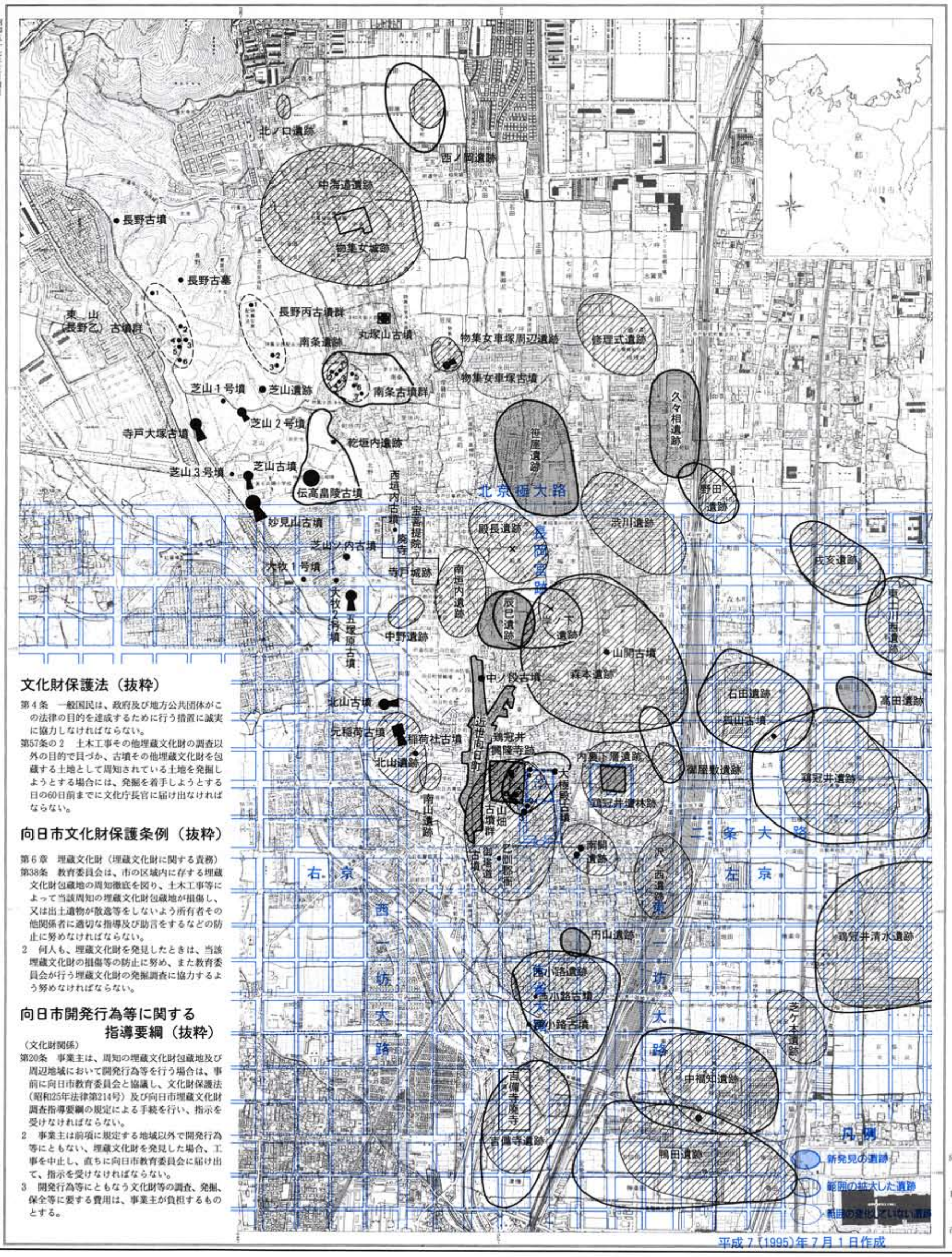

文化財保護法（抜粋）

第４条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

第57条の２　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、発掘を着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。

向日市文化財保護条例（抜粋）

第６章　埋蔵文化財（埋蔵文化財に関する責務）

第38条　教育委員会は、市の区域内に存する埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸等をしないよう所有者その他関係者に適切な指導及び助言をするなどの防止に努めなければならない。

２　何人も、埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財の損傷等の防止に努め、また教育委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査に協力するよう努めなければならない。

向日市開発行為等に関する指導要綱（抜粋）

（文化財関係）

第20条　事業主は、周知の埋蔵文化財包蔵地及び周辺地域において開発行為等を行う場合は、事前に向日市教育委員会と協議し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び向日市埋蔵文化財調査指導要綱の規定による手続を行い、指示を受けなければならない。

２　事業主は前項に規定する地域以外で開発行為等にともない、埋蔵文化財を発見した場合、工事を中止し、直ちに向日市教育委員会に届け出て、指示を受けなければならない。

３　開発行為等にともなう文化財等の調査、発掘、保全等に要する費用は、事業主が負担するものとする。

昭和五十七年三月調製
平成元年三月修正

関西航測株式会社調製

向日市